

第1章 計画の概要

1 計画の策定経緯

飯塚市では、公共交通に関わる計画として、平成20年度に「飯塚市地域公共交通総合連携計画」を、平成23年度には「飯塚市生活交通ネットワーク計画」（計画期間：平成24年度～平成26年度）を策定し、この間、定時定路線型のコミュニティバスやデマンド型の予約乗合タクシーの運行をスタートさせ、自宅から目的地まで、公共交通の乗り継ぎによる利用を可能とし、市民誰もが快適な生活を実現できる公共交通体系の構築を図ってまいりました。

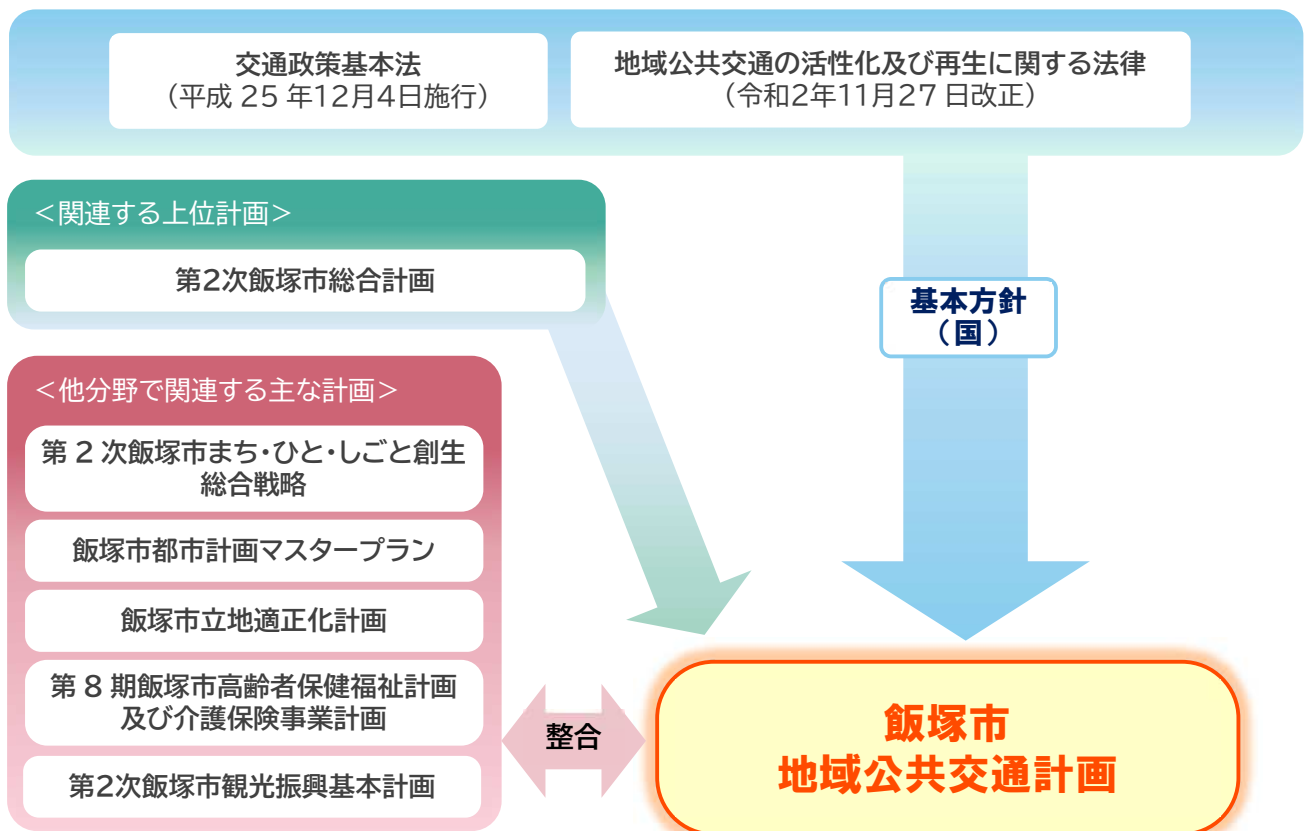
その後、交通政策基本法の制定（平成25年12月4日施行）や地域公共交通活性化再生法の改正（平成26年11月）など、国の方針が定められたことから、平成27年に「飯塚市地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成27年度～平成29年度）、平成30年に「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（以下第2次計画）」（計画期間：平成30年度～令和4年度）を策定し、拠点連携型のまちづくりと一体的、かつ地域の実情にあった持続可能で効果的・効率的な公共交通体系の構築、並びに地域内外の移動を支え地域の活性化に寄与する公共交通体系の構築を図ってまいりました。

第2次計画の策定から5年が経過し計画期間の終了を迎える中、社会情勢の変化や市の公共交通に係る関係計画の改訂、さらには利用者のニーズが多様化するなど、公共交通を取り巻く環境は年々変化しています。また、自動車運転免許取得の増加や人口減少、コロナ禍の影響等により、長期的な公共交通利用の低迷とそれに伴う運行事業運営の悪化が引き続く中、現在の公共交通のあり方を見直し、地域の特性を踏まえた利便性が高く誰もが利用しやすい、市民の暮らしを支える持続可能な地域の公共交通を構築し、確保・維持していくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、既存の地域公共交通を見直し、地域の特性や住民ニーズに即した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、令和2年11月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく法定計画として、地域交通のマスタープランとなる「飯塚市地域公共交通計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「飯塚市地域公共交通計画（令和5年度～令和9年度）」は、市政運営における総合的な指針である「第2次飯塚市総合計画（平成29年度～令和8年度）」をはじめ、「飯塚市都市計画マスタープラン（令和4年～令和13年度）」「飯塚市立地適正化計画（平成29年度～令和8年度）」「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」などの上位関連計画との整合性を確保した、公共交通のマスタープランとして策定します。



3 計画の対象区域

本計画の対象区域は飯塚市の全域とします。なお、必要に応じ近隣市町も対象とします。

4 計画の計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とします。

5 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、学識経験者、交通事業者、地域住民、市等で構成する「飯塚市地域公共交通協議会」で協議・検討を行うとともに、パブリック・コメントにおいて市民の意見を反映させ策定しました。

